

国では、5月25日から緊急事態宣言の解除に伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、移行期間（5月25日～7月31日）を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしており、「新しい生活様式」の実践を通じて感染拡大防止の取組を引き続き進めるよう要請しています。

本学では、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止し、教職員の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先とするため、引き続き以下の対応方針に基づき実施します。なお、新型コロナウイルスに関する状況や情報は日々変化していますので、それに応じて対応方針も更新する予定です。定期的に最新の情報をご確認ください。

## 1. 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。（出勤時の手洗いを励行）
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。  
※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。
- (4) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底すること。

## 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行うこと。なお、該当事項が生じた場合には、学事課に連絡し、就業上の判断を仰ぐこと。

- (1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「健康記録簿」に記録すること。
- (2) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。
- (3) 次の症状のいずれかが現れた場合は、直接医療機関には行かず、学事課に報告の上、帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合、平日8:15～17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111）に電話で相談すること。
  - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※ 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  
妊婦の方についても、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに相談してください。
  - ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

(4)症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学事課に報告し、指示を仰ぐこと。

①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。

②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。

③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。

(5)健康管理において重要となる免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。また、居室等の清掃、換気を行うなど環境衛生を良好に保つよう努めること。

### 3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

帰国者・接触者相談センターから対応の指示を受けた場合や医療機関等から新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに学事課へ報告すること。

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者と特定された者は2週間の出勤停止とする。なお、感染者は治癒証明書の提出をもって出勤停止解除とする。

### 4. 出張等の取扱いについて

出張の取扱いは以下のとおりとする。

(1)出張については基本的に可とする。ただし、新規感染者が持続的に発生している地区への出張・滞在は自粛すること。いずれにしても、用務の重要性等を踏まえ、適切に要否の判断をすること。

(2)出張する場合は、以下の点に留意すること。

①「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防の徹底に努めること。

②新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。

③④経過観察の期間中に感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、学事課へ報告し、指示を受けること。

(3)私的旅行についても、上記の取扱いに準じること。

### 5. 海外渡航について

海外渡航の取扱いは以下のとおりとする。

(1)海外渡航は私的旅行も含め、当面禁止とすること。

【以下(2)～(4)は「海外渡航当面禁止」のため適用しない。参考掲示。】

(2)やむを得ず渡航する場合、学事課へ事前事後に報告するとともに、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。

(3)また、状況に応じ、以下の対応をとること。なお、該当症状が生じた場合は、学事課に連絡し、就業上の判断を仰ぐこと。

①帰国時点で発熱(37.5℃以上)あるいは呼吸器症状のある者

速やかに空港または港湾の検疫所に報告し、その指示に従うこと。

②帰国時点で上記①に該当しない者

・帰国後2週間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。

・この間の業務は在宅勤務を原則とすること。

(4)上記(3)の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た者

他人との接触を可能な限り避け、速やかに学事課に報告し、帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合、平日 8：15～17：00 は 0178-43-2291、休日・夜間は 0178-43-2111）に電話で相談すること。

#### 6.在宅勤務等について

接触機会を減らし感染拡大を抑える観点から教職員が在宅勤務を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1)臨時休業の実施、「4.出張等の取扱い」及び「5.海外渡航について」に該当する場合並びに同様の対応が必要と判断される場合、自宅等での在宅勤務とすることができる。
- (2)在宅勤務実施の可否は大学で判断し、実施日数の目安を示すことができる。
- (3)実施に当たっては、出勤簿と合わせて勤務管理の適正を図るため、所定の様式「在宅勤務報告（申請）書」を学事課に提出すること。

#### 7. 来客対応について

他都道府県からの来学（業者等含む）は、感染防止に努めて対応可とする。

#### 8. 学内行事等について

学内行事（オープンキャンパス・就職ガイダンス・各種セミナー等）について、原則として、中止あるいは延期とする。開催する必要がある場合は、感染防止に十分留意した上での実施とする。なお、文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合がある。

#### 9. 学生関連について

学生の対応は、「学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策」（学生用）によること。



八戸工業大学 新型コロナウイルス感染症への対応（2020年6月19日～）

<p><b>コロナ対応 検討要素</b></p>	<p>1. 感染者拡大の状況（八戸市・近隣市町村の状況、感染経路判明の有無、封じ込め有無など）                  2. 本学の感染状況（学生・教職員の状況、感染経路状況、感染対策・管理体制等の状況、保健所からの指示など）                  3. 小・中・高の教育活動実施状況                  4. 国・自治体の要請状況（緊急事態宣言、休業要請など）</p>
------------------------------	---

対 象	授業 講義・実習 実験・演習	卒業研究 卒業制作・論文 大学院講義 大学院研究活動	校内立入	部活・サークル 活動	アルバイト	学生主催の イベント	コンパなど	国内移動 海外渡航	学生の就職活動	教職員の勤務形態	学内会議 打合せ等	学内行事等	教職員の国内出張 ・旅行（他の地域 との往来）	教職員の海外出張 ・海外旅行	来客 （就職・取引業者 ・各種打合・挨拶）
<p><b>対 応</b></p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ、対面授業の実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防を徹底しての実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ、通常通り入校可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ感染予防を徹底、「課外活動計画書」を学生課に提出したうえで実施。特に屋内で実施する課外活動については顧問やコーチと計画を練ったうえで実施。屋内外を問わず感染予防が実施できない活動は自粛。</p>	<p>・感染予防ができるアルバイトのみ実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防に努める。その感染予防策が確保できない場合は、原則中止。</p>	<p>・複数人での会話をともなう飲食は、三密を避け、できるだけ短時間の会合とする等の感染予防を徹底。                  ・飲食時以外は可能な限りマスクを着用すること、特に食器の共用・回し飲みなど感染リスクを高める行為は慎むこと。</p>	<p>・都道府県をまたいだ移動（帰省を含む）は可能。移動中は十分な感染予防に努める。但し、新規感染者が持続的に発生している地区への移動・滞在は自粛を。                  ・海外渡航は原則禁止（私用の場合も含む）。</p>	<p>・都道府県をまたいだ活動は可能。移動中は十分な感染予防に努める。新規感染者が持続的に発生している地区での活動は特に注意する。</p>	<p>・感染拡大防止に留意しつつ、通常通り出勤。</p>	<p>・感染拡大防止に留意しつつ、対面会議、打合せ可。</p>	<p>・学内行事（オープンキャンパス・就職ガイダンス・各種セミナー等）は、原則中止あるいは延期。                  ・開催する必要がある場合は、感染防止に十分留意した上での実施。</p>	<p>・出張については基本的に可とする。但し、新規感染者が持続的に発生している地区への出張・滞在は自粛を、いずれにせよ、用務の重要性等を踏まえ、適切に要否の判断を。（私的旅行も含む）</p>	<p>・海外渡航は私的旅行も含め、当面原則禁止。</p>	<p>・来学（業者等含む）は感染防止に努めての対応可。</p>
<p><b>備 考</b></p>	<p>・遠隔授業の実施を検討し、可能なものから遠隔授業への移行を始め。</p>		<p>・体育館は開放する（学外者に対しては除く）。                  ・トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定。</p>					<p>&lt;国内移動&gt;                  ・帰宅後2週間は、健康状態を経過観察。                  ・経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、下記「健康管理について」に従うとともに、学生課へ報告し、指示を受ける。                  &lt;海外渡航&gt;                  ・やむを得ず海外渡航する際は「渡航届」を学生課に提出（私用も）。帰国後は下記に従う。                  ①帰国・入国後、2週間の体調観察。「健康記録簿」を学生課に提出。                  ②帰国者は、2週間の自宅待機。                  ③2週間以内に発熱・咳等の症状が出た場合は学生課に相談し指示を仰ぐ。夜間や休日の場合、帰国者・接触者相談センターに相談。</p>	<p>・学生から学科の就職担当教員に受験先・移動先を報告する。                  ・移動中は行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。                  ・不要な立ち寄りなどは控え、用件のみにて帰宅する。</p>	<p>・在宅勤務等について（接触機会の低減）                  (1) 臨時休業の実施、または国内外出張後の状況等、出勤を控えることが必要と判断される場合、在宅勤務可。                  (2) 在宅勤務実施の可否は大学で判断し一定の目安を示す。                  (3) 出勤簿による勤務管理と合わせて、所定の様式「在宅勤務報告(申請書)」を学事課に提出。</p>	<p>・今後に備えて、遠隔会議の実施を検討。                  ・現在一部の会議において、メール会議を実施しているが、感染の終息状況、国・自治体の要請状況によっては対面の会議に戻すことが可。</p>	<p>・文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合あり。</p>	<p>・出張する場合は感染予防徹底。                  ・新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間は不要不急の外出を避け、健康状態を経過観察。                  ・経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、下記「健康管理について」に従うとともに、学事課へ報告し、指示を受ける。</p>	<p>・やむを得ず渡航する場合、学事課へ事前事後報告。感染予防徹底。状況に応じ以下の対応をとる。                  ①帰国時点で発熱あるいは呼吸器症状のある者：空港または港湾の検疫所に報告し指示に従う。                  ②帰国時点で①に該当しない者：帰国後2週間は不要不急の外出を避け、健康状態の経過観察（在宅勤務）。                  ③上記②の観察期間に発熱、呼吸器症状が出た者：他人との接触を可能な限り避け、学事課に報告し、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示に従う。</p>	

<p><b>感染予防 について</b></p>	<p>(1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。                  (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。                  (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。                  (4) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。</p>	<p><b>健康管理 について (学生・教職員)</b></p>	<p>(1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「健康記録簿」に記録すること。                  (2) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、学生は大学に登校せず、教職員は仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。                  ＊学生が(2)により授業を欠席する時は科目担当教員へ連絡、学生課には「健康記録簿」をメールで提出                  学生課⇒Tel:0178-25-8027、e-mail: gakusei@hi-tech.ac.jp                  (3) 次の症状のいずれかが現れた場合は、直接医療機関には行かず、学生は学生課に報告、教職員は学事課に報告の上、帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合、平日8:15～17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111）に相談すること。                  ①息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある                  ②高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある                  ③比較的軽い風邪が続く                  (4) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学生は学生課に相談し、教職員は学事課に報告し、指示を仰ぐこと。                  ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。                  ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌物、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいる。                  ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。                  (5) 自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がける。</p>	<p><b>感染のリスクへの 対応について</b></p>	<p>(1) こまめな手洗い・アルコール消毒や咳エチケットを徹底する。                  ・できるだけマスクを着用する                  ・テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない                  (2) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。                  ・1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気（室温維持ができない場合あり、服装に注意）                  ・室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける                  ・近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する                  (3) 人の手がよく触れる場所（ドアノブや手摺、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保つ。                  ・消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上）                  ・実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する                  ・消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは参考資料を基に適切に使用                  (4) バス等の公共交通機関や多人数での自家用車による通学（移動）は感染リスクが高まる場合あり。特に交通機関内では手指が汚染されていると考え、飲食や目・鼻・口を触ることを避ける。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少ない時間帯に通学（移動）する等の感染予防に努める。                  (5) 現在、感染リスクのさらなる低減と学修機会の確保を目的とし、インターネットを利用した遠隔授業の導入を検討中。</p>
-----------------------------	--	--	--	-----------------------------------	---